

意見公募時の案との差異

修正後

修正前

補助金等の名称		処分を制限する財産の名称等		処分制限 (年)
[略]	種類	財産の名称、構造等	機械及び装置	[略]
	[略]			
[略]		生産用機械器具（物の生産の用に供されるものをいう。）製造業用設備（業務用機械器具製造業用設備の項及び電気機械器具製造業用設備の項に掲げるものを除く。） 金属加工機械製造設備 その他の設備	はん用機械器具（はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。）製造業用設備（電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備の項及び情報通信機械器具製造業用設備の項に掲げるものを除く。）	十二
[略]		業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるもの（これらのものではあつて物の生産の用に供されるものを含む。）をいう。）製造業用設備（はん用機械器具製造業用設備の項、電気機械器具製造業用設備の項及び輸送用機械器具製造業用設備の項に掲げるものを除く。）		七
[略]		漁業用設備（次項に掲げるものを除く。）		五
[略]				[略]

補助金等の名称		処分を制限する財産の名称等		処分制限 (年)
機械及び装置	種類	財産の名称、構造等		
「同上」		「同上」	はん用機械器具（はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。）製造業用設備（電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備及び情報通信機械器具製造業用設備を除く。）	十二
			生産用機械器具（物の生産の用に供されるものをいう。）製造業用設備（次項及び電気機械器具製造業用設備を除く。） 金属加工機械製造設備 その他の設備	十二
			業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるもの（これらのものをいう。）製造業用設備（はん用機械器具製造業用設備、次項及び情報通信機械器具製造業用設備を除く。））、電気機械器具製造業用設備及び輸送用機械器具製造業用設備を除く。）	七
		「同上」		「同上」
		漁業用設備（水産養殖業用設備を除く。）		五
		「同上」		「同上」

備考 表中の「[]」の記載は注記である。